

法人税法施行規則等の一部を改正する省令要旨

一 法人税法施行規則の一部改正（第1条関係）

- 1 国民健康保険団体連合会が委託を受けて行う事業で収益事業に該当しないものの要件を定める。（法人税法施行規則第4条の2の2関係）
- 2 農業協同組合連合会が行う医療保健業で収益事業に該当しないものの要件における財務大臣の承認に係る事項に、その農業協同組合連合会の行う事業が公的に運営されるものであることその他の厚生労働大臣及び農林水産大臣の定める基準に該当することを加える。（法人税法施行規則第5条の2関係）
- 3 特定譲渡制限付暗号資産について、次のとおり整備を行うこととする。（法人税法施行規則第26条の10、第26条の11関係）
 - (1) 特定譲渡制限付暗号資産の要件における特定条件及びその特定条件が付されていることを公表するための手続の範囲を定める。
 - (2) 特定譲渡制限付暗号資産の評価の方法を変更する場合の変更申請書の記載事項を定める。
- 4 特定支配関係のある他の法人から一定の配当等の額を受ける場合に、その配当等の額に係る益金不算入相当額を減算して当該他の法人の株式等の帳簿価額を算出する特例について、利益剰余金期中増加及び期中配当等があった場合に準ずる場合の細目を定めることとする。（法人税法施行規則第27条関係）
- 5 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税について、次の見直しを行うこととする。
 - (1) 個別計算所得等の金額及び調整後対象租税額の計算における適格適用者変更税額控除額の範囲等の細目を定める。（法人税法施行規則第38条の16、第38条の20の2、第38条の28、第38条の29関係）
 - (2) 構成会社等の所在地国以外の国又は地域においてその従業員等が勤務する場合等における国別グループ純所得の金額から控除する金額の計算方法の細目を定める。（法人税法施行規則第38条の31関係）
 - (3) 自国内最低課税額に係る税に関する適用免除基準について、特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等が我が国以外の国又は地域の租税に関する法令において自国内最低課税額に係る税を課することとされている場合に、一定の場合に該当するときは適用しない。（法人税法施行規則第38条の43関係）
 - (4) 収入金額等に関する適用免除基準について、連結除外構成会社等の範囲等の

細目を定める。(法人税法施行規則第38条の44関係)

- 6 特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供制度について、特定多国籍企業グループ等報告事項等の細目を定めることとする。(法人税法施行規則第68条関係)
- 7 その他所要の規定の整備を行うこととする。

二 法人税法施行規則の一部を改正する省令（令和5年財務省令第47号）の一部改正（第2条関係）

- 1 被配分当期対象租税額に関する経過措置について、外国関係会社等が特定多国籍企業グループ等に属する会社等及び当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等に該当しない場合等における特定国別実効税率の計算方法を定めることとする。(法人税法施行規則の一部を改正する省令附則第2条関係)
- 2 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税における令和6年4月1日から令和8年12月31日までの間に開始する対象会計年度（令和10年6月30日までに終了するものに限る。）に係る適用免除基準について、その判定の基礎となる連結等財務諸表等の細目を定めることとする。(法人税法施行規則の一部を改正する省令附則第3条関係)

三 施行期日

この省令は、令和6年4月1日から施行することとする。(附則第1条関係)